

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 3 月 16 日（金）第3399号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

○保安林の指定	（森づくり推進課取扱い）	1
○保安林の指定予定（5件）	（森づくり推進課取扱い）	2
○保安林の指定予定の通知（2件）	（森づくり推進課取扱い）	4
○保安林の指定施業要件の変更	（森づくり推進課取扱い）	4
○収去飼料の試験結果の公表	（畜産課取扱い）	5
○県営土地改良事業の換地計画の決定	（農地整備課取扱い）	6
○県営土地改良事業の工事の完了（6件）	（農地整備課取扱い）	6
○道路の区域の変更（2件）	（道路維持課取扱い）	7
○道路の供用の開始（2件）	（道路維持課取扱い）	7
○河川敷地の用途廃止	（河川課取扱い）	8
○土砂災害警戒区域の指定の解除	（砂防課取扱い）	8
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	（砂防課取扱い）	9
○土砂災害警戒区域の指定（2件）	（砂防課取扱い）	9
○土砂災害特別警戒区域の指定（2件）	（砂防課取扱い）	10
○証紙販売人の指定	（会計課取扱い）	11

正

誤

○鹿児島県公報第3331号の2（平成29年7月14日付け）の一部訂正（※）	（学事法制課取扱い）	12
---------------------------------------	------------	----

告 示

鹿児島県告示第273号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成30年 3 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所
霧島市溝辺町竹子字御田平769番2，785番1，字石井口1091番，1092番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第274号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成30年3月16日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
日置市吹上町永吉字大谷之口7672番
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第275号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成30年3月16日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
南九州市川辺町野崎字桑水流前山2190番1，2198番，2199番
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第276号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成30年3月16日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
南九州市川辺町野崎字赤木7321番2

- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第277号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成30年3月16日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
日置市吹上町永吉字深田15449番，字西田15554番1，15555番，15558番，15562番，15563番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第278号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成30年3月16日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
肝属郡肝付町南方字平岩1520番5から1520番7まで
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第279号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成30年3月16日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
阿久根市鶴川内字米次6425番2，6430番1，6430番2，6446番15
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第280号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成30年3月16日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩川内市西方町字二ツ松2930番1・2930番3・2931番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。），2932番，2958番1，2962番2，2962番3
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第281号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年3月16日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成3年12月13日農林水産省告示第1450号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度
変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び十島村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第282号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、平成29年12月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

平成30年3月16日

鹿児島県知事 三反園訓

安全性に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
全国酪農飼料（株） 鹿児島工場 9010401074443 （鹿児島市）	鹿児島県酪農業協同組合 志布志支所 7340005000649 （志布志市）	乳用牛飼育用配合飼料	鹿酪1874ネオ	平成 29.12	重金属－カドミウム	無
	鹿児島県酪農業協同組合 大隅支所 7340005000649 （鹿屋市）	乳用牛飼育用配合飼料	デイリー305	29.12	重金属－カドミウム	無
		若令牛育成用配合飼料	プレミアム育成前期	29.12	重金属－カドミウム	無
		若令牛育成用配合飼料	プレミアム育成後期	29.12	重金属－カドミウム	無
		乳用牛飼育用配合飼料	オールラウンド305	29.12	重金属－カドミウム	無
	乳用牛飼育用配合飼料	おおすみファイバー	29.12	重金属－カドミウム	無	

注 違反の内容の欄には、認められた違反の内容、違反となった試験項目及びその試験値を記載してある。

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
			平成		

サンテグレ (株) レンダリング工 場 5340001015140 (曾於市)	同 左	ポーク・チキン混 合ミール	29.12	栄養成分等－粗たん白質，粗灰分	無
		チキンミール	29.12	栄養成分等－粗たん白質，粗灰分	無
		豚鶏混合蒸製骨粉	29.12	栄養成分等－粗たん白質，粗灰分	無
鹿児島プロフー ズ(株) 本社工場 1340001001045 (いちき串木野 市)	同 左	チキンミール	29.12	栄養成分等－粗たん白質，粗灰分	無
		フェザーミール	29.12	栄養成分等－粗たん白質，粗灰分	無
鹿児島きもつき 農業協同組合 TMRセンター 8340005006711 (鹿屋市)	同 左	TMR飼料	29.12	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗 繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第283号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）小島河地地区第2換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年3月16日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成30年3月19日から同年4月16日まで
- 3 縦覧場所
伊仙町役場耕地課

鹿児島県告示第284号

土地改良事業県営用排水施設整備（農業用排水施設整備）阿丸地区の工事は、平成15年12月11日に完了した。

平成30年3月16日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第285号

土地改良事業県営老朽ため池整備（農用地保全）早町地区の工事は、平成15年1月16日に完了した。

平成30年3月16日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第286号

土地改良事業県営老朽ため池整備（農用地保全）新池3号地区の工事は、平成11年11月19日に完了した。

平成30年3月16日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第287号

土地改良事業県営過疎基幹農道整備（農道整備）島中地区の工事は、平成11年12月6日に完了した。

平成30年3月16日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第288号

土地改良事業県営ため池等整備（農用地保全）長嶺地区の工事は、平成20年3月19日に完了した。

平成30年3月16日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第289号

土地改良事業県営水質保全対策（農業用排水施設整備）赤連地区の工事は、平成20年3月14日に完了した。

平成30年3月16日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年3月16日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月16日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	麓重富停車場線	始良市平松字野中3330番2地先から3331番1地先まで	前	16.0～22.4	23.4
			後	16.0～16.0	23.4

鹿児島県告示第291号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年3月16日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月16日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	川内加治木線	始良市蒲生町西浦字夜通ヶ原9番1地先内	前	54.6～62.9	20.5
			後	54.6～66.7	20.5

鹿児島県告示第292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年3月16日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月16日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	川内加治木線	始良市蒲生町西浦字夜通ヶ原9番1地先内	平成30年3月16日

鹿児島県告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年3月16日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月16日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	喜界島循環線	大島郡喜界町大字浦原字マヤタナ63番1地先から同町大字浦原字横田折181番3地先まで	平成30年3月16日

鹿児島県告示第294号

一級河川川内川水系重留川における河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、その関係図面は、鹿児島県土木部河川課及び始良・伊佐地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年3月16日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 河川の名称
川内川水系重留川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成30年3月16日
- 3 廃川敷地等の位置
伊佐市菱刈花北字下ヶ迫1108番5
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
 - (1) 種類 土地
 - (2) 数量 188平方メートル

鹿児島県告示第295号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成30年3月16日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土砂災害警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	瀬戸内町	急・船津1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁瀬戸内事務所建設

課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第296号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部の指定を解除する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成30年3月16日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	瀬戸内町	急・船津1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁瀬戸内事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第297号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成30年3月16日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	瀬戸内町	急・俵1, 急・俵2, 急・俵3, 急・俵4, 急・三浦1, 急・俵5, 急・俵6, 急・俵7, 急・三浦2, 急・三浦3, 急・三浦4, 急・俵8, 急・花富1, 急・花富2, 急・西阿室1, 急・西阿室2, 急・西阿室3, 急・西阿室4, 急・於斉1, 急・於斉2, 急・於斉3, 急・於斉4, 急・於斉5, 急・於斉6, 急・於斉7, 急・於斉8, 急・於斉9, 急・於斉10, 急・押角1, 急・押角2, 急・押角3, 急・押角4, 急・押角5, 急・押角6, 急・押角7, 急・押角8, 急・押角9, 急・押角10, 急・野見山1, 急・野見山2, 急・野見山3, 急・野見山4, 急・野見山5, 急・船津1, 急・生間1, 急・生間2, 急・秋徳1, 急・秋徳2, 急・生間3, 急・諸鈍1, 急・諸鈍2, 急・諸鈍3, 急・諸鈍4, 急・諸鈍5, 急・諸数1, 急・諸数2, 急・諸数3, 急・諸数4, 急・諸数5, 急・諸数6, 急・諸数7, 急・諸数8, 急・諸数9, 急・諸数10, 急・諸数11, 急・諸数12, 急・渡連3, 急・渡連4, 急・諸数13, 急・諸数14, 急・諸鈍6及び急・諸鈍7
土石流	瀬戸内町	土・俵1, 土・俵2, 土・俵3, 土・俵4, 土・俵5, 土・俵6, 土・俵7, 土・三浦1, 土・俵8, 土・俵9, 土・俵10, 土・俵11, 土・花富1, 土・花富2, 土・俵12, 土・俵13, 土・花富3, 土・西阿室1, 土・西阿室2, 土・西阿室3, 土・西阿室4, 土・西阿室5, 土・於斉1, 土・於斉2, 土・於斉3, 土・於斉4, 土・於斉5, 土・於斉6, 土・於斉7, 土・於斉8, 土・於斉9, 土・於斉10, 土・於斉11, 土・於斉12, 土・於斉13, 土・於斉14,

	土・於斉15, 土・於斉16, 土・於斉17, 土・押角1, 土・押角2, 土・押角3, 土・押角4, 土・押角5, 土・押角6, 土・押角7, 土・押角8, 土・押角9, 土・押角10, 土・押角11, 土・押角12, 土・野見山1, 土・野見山2, 土・野見山3, 土・野見山4, 土・野見山5, 土・押角13, 土・秋徳1, 土・秋徳2, 土・秋徳3, 土・生間1, 土・生間2, 土・生間3, 土・生間4, 土・生間5, 土・生間6, 土・生間7, 土・諸鈍1, 土・生間8, 土・諸鈍2, 土・諸鈍3, 土・諸鈍4, 土・諸鈍5, 土・諸鈍6, 土・生間9, 土・諸鈍7, 土・諸鈍8, 土・諸鈍9, 土・諸鈍10, 土・諸数1, 土・諸数2, 土・諸数3, 土・諸数4, 土・諸数5, 土・諸数6, 土・諸数7, 土・諸数8, 土・諸鈍11, 土・諸鈍12, 土・諸鈍13, 土・諸鈍14, 土・諸鈍15, 土・諸鈍16及び土・諸数9
--	---

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁瀬戸内事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第298号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成30年3月16日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	瀬戸内町	急・俵1, 急・俵2, 急・俵3, 急・俵4, 急・三浦1, 急・俵5, 急・俵6, 急・俵7, 急・三浦2, 急・三浦3, 急・三浦4, 急・俵8, 急・花富1, 急・花富2, 急・西阿室1, 急・西阿室2, 急・西阿室3, 急・西阿室4, 急・於斉1, 急・於斉2, 急・於斉3, 急・於斉4, 急・於斉5, 急・於斉6, 急・於斉7, 急・於斉8, 急・於斉9, 急・於斉10, 急・押角1, 急・押角2, 急・押角3, 急・押角4, 急・押角5, 急・押角6, 急・押角7, 急・押角8, 急・押角9, 急・押角10, 急・野見山1, 急・野見山2, 急・野見山3, 急・野見山4, 急・野見山5, 急・船津1, 急・生間1, 急・生間2, 急・秋徳1, 急・秋徳2, 急・生間3, 急・諸鈍1, 急・諸鈍2, 急・諸鈍3, 急・諸鈍4, 急・諸鈍5, 急・諸数1, 急・諸数2, 急・諸数3, 急・諸数4, 急・諸数5, 急・諸数6, 急・諸数7, 急・諸数8, 急・諸数9, 急・諸数10, 急・諸数11, 急・諸数12, 急・渡連3, 急・渡連4, 急・諸数13, 急・諸数14, 急・諸鈍6及び急・諸鈍7
土石流	瀬戸内町	土・俵1, 土・俵2, 土・俵5, 土・俵7, 土・俵8, 土・俵9, 土・俵10, 土・花富2, 土・俵13, 土・西阿室2, 土・西阿室3, 土・西阿室4, 土・於斉1, 土・於斉2, 土・於斉3, 土・於斉4, 土・於斉5, 土・於斉6, 土・於斉7, 土・於斉8, 土・於斉9, 土・於斉11, 土・於斉13, 土・於斉14, 土・於斉15, 土・於斉16, 土・於斉17,

	土・押角1, 土・押角2, 土・押角3, 土・押角4, 土・押角6, 土・押角7, 土・押角8, 土・押角9, 土・押角10, 土・押角11, 土・野見山1, 土・野見山2, 土・野見山3, 土・野見山5, 土・押角13, 土・秋徳2, 土・秋徳3, 土・生間1, 土・生間2, 土・生間3, 土・生間4, 土・生間5, 土・生間6, 土・諸鈍1, 土・生間8, 土・諸鈍2, 土・諸鈍3, 土・諸鈍4, 土・諸鈍5, 土・諸鈍6, 土・生間9, 土・諸鈍7, 土・諸鈍8, 土・諸鈍9, 土・諸数1, 土・諸数2, 土・諸数3, 土・諸数4, 土・諸数5, 土・諸数6, 土・諸数7, 土・諸数8, 土・諸鈍11, 土・諸鈍12, 土・諸鈍13, 土・諸鈍14, 土・諸鈍15及び土・諸鈍16
--	---

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁瀬戸内事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第299号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成30年3月16日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	和泊町	急・伊延1, 急・伊延2, 急・上手々知名1, 急・和泊1, 急・手々知名1, 急・和1, 急・和2, 急・和3, 急・玉城1, 急・玉城2, 急・大城1, 急・大城2, 急・大城3, 急・大城4, 急・大城5, 急・古里1及び急・和4

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁沖永良部事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第300号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成30年3月16日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	和泊町	急・伊延1, 急・伊延2, 急・上手々知名1, 急・和泊1, 急・手々知名1, 急・和1, 急・和2, 急・和3, 急・玉城1, 急・玉城2, 急・大城1, 急・大城2, 急・大城3, 急・大城4, 急・大城5, 急・古里1及び急・和4

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁沖永良部事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第301号

鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）第5条の規定により、収入証紙販売人を

次のとおり指定した。
平成30年3月16日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	住 所	販売所の所在地	指定年月日
山元物産有限会社 代表取締役 山元博司	南九州市知覧町東別府 19584番地	南九州市知覧町東別府 19552番地 知覧高等自動車学校	平成30年3月12日
株式会社隼人自動車学校 代表取締役 岩井陽典	霧島市隼人町真孝123 番地	姶良市加治木町木田須 崎1396番5 鹿児島県自動車学校	平成30年3月12日

正 誤

平成29年7月14日付け鹿児島県公報第3331号の2中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
2	下から13行目	第47条第1項	第47条第1項及び第2項
3	下から20行目	第2条第2項	第2条第1項